

災害事例

トラッククレーンのジブ下げを同時に行いながら旋回中、クレーンが転倒

【災害の概要】

工事の種類：道路建設工事

災害の種類：激突され

被災者：死亡1名（玉掛け作業員）

【発生状況】

本件は、道路工事現場において、排水溝の柵蓋を積み込んでいたトラッククレーンが転倒し、ジブが作業員に激突したものである。

当日、トラッククレーン（吊り上げ荷重25t）をアウトリガー最小張り出しの状態を設置し、先ず、付近の柵蓋をトラックに積み込んだ。

続いて、約15m離れた資材置場に置かれていた柵蓋を積み込むため、トラッククレーンは移動させずにジブを無負荷で右旋回しながら延伸させ、ジブ下げの操作を同時に行っていたところ、転倒警報装置が鳴り、操作が不可能になった。

しかし、運転者が過負荷防止装置を解除して操作続行したところ、クレーンが徐々に転倒し、急遽、装置を再起動させたが間に合わず、そのまま転倒した。

このとき、トラッククレーンのジブが荷の吊り上げのために下りてきたものと誤認し、玉掛けのためクレーンの作業半径内に立ち入り待機していた作業員が、転倒したトラッククレーンのジブに激突され死亡した。

【原因】

1 過負荷防止装置を無効にしたこと。

トラッククレーンの運転者は、転倒危険を示す警報が発せられ、自動停止したにもかかわらず、過負荷防止装置を解除してトラッククレーンの操作を続けた。

なお、運転者は約40年前にクレーン運転士免許を取得していた。

2 玉掛け者がトラッククレーンのジブの降下を誤認し、近づいたこと。

玉掛け者は、ジブが下降してきたことを、吊上げのため接近してきたものと誤認し、

補巻きフックに玉掛けしようとして、トラッククレーンの作業半径内にも立ち入った。

3 作業指揮等が行われていなかったこと。

統括管理が行われず、作業方法等に関する作業計画が策定されず、また、作業前の打ち合わせも実施されず、運転者が独断で作業を進めていた。

【対策】

1 トラッククレーン運転者に安全衛生教育を実施すること。

移動式クレーンの運転者に対して、アウトリガーが最小張り出しの状態、また過負荷防止装置を無効にして運転することなどのないよう安全衛生教育を実施すること。

2 合図者を指名して作業を行わせること。

トラッククレーン作業を行うときには、合図者を指名して、その者の合図による作業を徹底すること。

3 作業計画と作業手順を定め、周知徹底すること。

事故につながりやすい不安全行動（ヒューマンエラー）の例

1 うっかり・ぼんやり

玉掛け者からつり荷の巻き上げの合図がないのに、玉掛けが終わっていると思い込み、運転者が荷をつり上げてしまう。

2 錯覚

モルタルミキサーの修理をするとき、同僚が電源を切っているものと思いこんで、作業を始めてしまう。

3 近道行為

移動式クレーンや、バックホウ（ドラグ・ショベル）などの作業半径内に立ち入ったり、横切って近道をしようとする。

4 省略行為

単管足場の手すりを取り外して、材料の取り込みなどを行うとき、安全帯のフックを、手すりにつけずに作業を行う。



災害発生状況図